

G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会 事業報告

協議会の事業実績の概要をご報告いたします。

1 協議会総会の開催

(1) 設立総会

日時 2023年1月30日(月) 13:30~

場所 茨城県庁 9階講堂

議事 ・協議会の設立及び規約について

(2) 第2回総会(書面決議)

通知日 2023年3月27日(月)

議事 ・規約変更について

・収支予算について

(3) 第3回総会

日時 2023年7月6日(木) 13:30~

場所 水戸市民会館 大会議室

議事 ・参与の委嘱について

・G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合に向けた取組みについて

その他 ・G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会キービジュアルデザイン
候補作の公表について

(4) 結果報告(書面報告)

報告日 2023年12月20日(水)

内容 開催概要、協議会の取組について



知事挨拶(設立総会)



市長挨拶(第2回総会)

2 協議会の取組について

(1) 開催支援

危機管理対応

- ・災害や傷病者等の事案発生時における初動対応として、危機管理体制を構築するとともに、有事を想定した訓練を実施
- ・県及び市の関係課、市消防局による現地警戒本部の設置、G7専任の救急隊等の編成、救護室へ医師等を配置
- ・各種インフラ（道路、上下水道、電気、ガス、通信）施設の事前点検実施、会合期間中の対応要員待機



特殊災害対応訓練（2023年 11月 28日）



水戸市民会館に設置した救護室

開催周知・機運醸成

ア キービジュアルの制作

会合の機運醸成を図るため、専門学校 文化デザイナー学院の協力のもと、キービジュアル（ポスターや啓発物品等に使用するデザイン）を制作



決定したキービジュアル

イ 広報媒体の掲出

横断幕、バナーフラッグ、デジタルサイネージ等の広報媒体を掲出



横断幕の設置



デジタルサイネージでのカウントダウン

ウ 紙面やインターネットによる情報発信

茨城県及び水戸市ホームページ、県広報紙ひばり、広報みと、新聞広告（読売、朝日、毎日、茨城、産経）等による情報発信を実施

エ 記念グッズの作成

関連イベント等で配布するため、クリアファイル、ボールペン、シャープペン等の記念グッズを作成



クリアファイル



ボールペン・シャープペン

オ 地域住民・会合周辺事業者への周知

交通規制等について、チラシの配布や看板の設置等により周知



チラシ（茨城県警察作成）



看板

(2) おもてなし

歓迎行事等（会合本番）での県産食材の提供等

ア 歓迎レセプション

茨城県産食材をふんだんに使った料理の提供や、アトラクションなどによるおもてなしを実施

日 時：2023年 12月 8日（金）19時～21時

場 所：水戸プラザホテル 2階 プラザボールルーム



県産食材を使った実演ブース



地酒の提供



和太鼓演奏（水戸太鼓保存会）



書道パフォーマンス（笹島沙恵）

イ コーヒーブレイク

県産菓子の提供や飲料の実演ブース（コーヒー、お茶）を実施

日 時：2023年 12月 9日（土）8: 30~ 17: 30(以降、セルフ対応)

12月 10日（日）8: 30~ 14: 30

場 所：水戸市民会館 2階・3階ホワイエ



実演ブース（煎茶、和紅茶の提供）



県産菓子類の提供

ウ 昼食会

食材として酒沼産天然うなぎを提供

日 時：2023年 12月 9日（土）13:15~ 14:30

場 所：中川楼

エ ワーキングディナー

- ・食材として常陸牛 煌、常陸の輝き、常陸乃国いせ海老、霞ヶ浦キャビア、水戸の柔甘ねぎ等を提供したほか、県産飲料（日本酒、ビール、ワイン、ウイスキー、梅酒）を提供

- ・偕楽園月池周辺のライトアップを実施

日 時：2023年 12月 9日（土）19:15~ 21:00

場 所：The迎賓館 偕楽園 別邸



県産食材を使用したメニュー



ライトアップ

県産花きによる装飾

G7各国からの来県者を歓迎するため、県産花きによる装飾を実施

- ・水戸プラザホテル：プラザボールルーム入口付近（制作：県立小瀬高等学校）
- ・水戸市民会館：やぐら広場（制作：JA常陸奥久慈枝物部会）
3階ホワイエ（制作：トツカフローリスト）

大使館等視察時受入れ

視察の機会において昼食会及び夕食会で県産食材を提供するほか、水戸市内の名所を案内（併せて、歓迎レセプション等で提供する品の参考とするため、夕食会で県内ワイン・ビールの試飲会を実施）

日 時：2023年 10月 12日（木）10:40~ 20:00

場 所：昼食会 レストランイイジマ

名所案内 偕楽園、常磐神社（園内の散策、篠笛の演奏等を実施）

夕食会 ときわ邸 M-GARDEN



試飲会



名所案内（常磐神社）

（3）魅力発信

国内外への本県の魅力発信の企画・実施

ア 在日海外メディア向け PRイベント

在日海外メディア向けに笠間栗の魅力を発信するイベントを開催

日 時：2023年 10月 10日（火） 11: 00~ 13: 00

場 所：IBARAKI sense BARA dining

イ 在日海外メディア向けプレスツアー

在日海外メディア向けに県内産業を紹介するツアーを実施

日 時：2023年 11月 8日（水）・9日（木）

取材先：愛鶏園、JAなめがたしおさい、野村花火工業、那珂湊漁港、鈴木茂兵衛
商店、つくばチョウザメ産業

ウ 海外向けPRの実施

- ・ The Japan Times掲載：2023年 5月 20日掲載
- ・ JIB(日本国際放送)番組「NHKワールド」広告枠での国際放送配信：
2023年 12月 8日から 16回放送
- ・ 共同通信デジタルによるニュース動画配信：
2023年 12月 8日、G 7 各国を含む 30の国・地域 22,161のプレスに対し配信

エ 会合会場での伝統工芸品の展示・体験

茨城県の伝統工芸品の展示・体験により本県の魅力を発信。

場所：水戸市民会館 1階やぐら広場、2階・3階ホワイエ



水府提灯の展示（1階やぐら広場）



結城紬着心地体験（2階ホワイエ）

国際人財育成の取組

ア 関連イベントの開催

教育機関等と連携し、会合関連イベントを実施

<主なイベント>

- ・ 常磐大学創立 40周年記念国際シンポジウム
- ・ 茨城大学 2023年 G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合開催記念シンポジウム
- ・ Mi to16中学生安全サミット
- ・ 高校生向けサイバーセキュリティ講座（いばらき P-TECH連携事業） 等

イ 動画教材の制作

会合の成果を次世代に継承するため、会合の概要をまとめた中学生向け動画教材を制作し、動画配信サイトで公開

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会 決算報告

協議会の決算についてご報告いたします。

1 収入の部

(単位:円)

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	備考
負担金	85,000,000	85,000,000	0	県負担金、市負担金
雑入	0	545	545	預金利息
合計	85,000,000	85,000,545	545	

2 支出の部

(単位:円)

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	備考
事業費	85,000,000	66,693,977	18,306,023	
合計	85,000,000	66,693,977	18,306,023	

(収入合計)

(支出合計)

(差引)

85,000,545円

-

66,693,977円

=

18,306,568円

差引額は、次のとおり返還する。

茨城県への返還金 9,153,284円

水戸市への返還金 9,153,284円

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会 収支決算内訳

1 収入の部

(単位 :円)

科目	項目	主な内容	予算額	決算額
負担金	茨城県負担金	負担金	42,500,000	42,500,000
	水戸市負担金	負担金	42,500,000	42,500,000
雑入	雑入	預金利息	0	545
合計			85,000,000	85,000,545

2 支出の部

(単位 :円)

科目	項目	主な内容	予算額	決算額
事業費	開催支援	街頭広告、啓発物品等各種媒体による事前 広報及び歓迎機運の醸成 ・各国大臣・大使館視察等の受け入れ ・警備体制、救急医療体制、災害対応等危機 管理体制の検討・構築	28,877,000	11,472,550
	おもてなし	歓迎行事等での県産食材の提供等 ・県産花きによる会場装飾 ・ワーキングディナー会場のライトアップ	27,227,000	32,489,312
	魅力発信	海外への本県の魅力発信の企画・実施 ・国際人財育成事業の実施	28,896,000	22,732,115
合計			85,000,000	66,693,977

G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会 解散決議

G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会は、規約第2条に規定する事業の目的を達成したため、協議会規約第15条第1項の規定により、令和6年3月29日(金)をもって解散する。

【参考】協議会規約

(目的)

第2条 協議会は、2023年に茨城県水戸市で開催されるG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合(以下「大臣会合」という。)の成功を期するため、官民連携した茨城県全体の受け入れ体制を確立し、支援・協力をを行うとともに、心のこもったおもてなしの提供や、大臣会合の機会を捉えて、茨城及び水戸の魅力を発信し、本県の活性化に資することを目的とする。

(解散)

第15条 協議会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

専決処分の報告について

協議会規約第 11条第 1 項の規定により、G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会規約改正を専決処分したので、協議会規約第 11条第 2 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

1 改正概要

事務局の変更（第 12条関係）

令和 6 年 1 月 1 日付けで、協議会事務局を置いていた茨城県営業戦略部 G 7 大臣会合推進室が廃止されたため、事務局を変更したものの。

2 改正内容

新	旧
(事務局) 第 12条 協議会の事務を処理するため、 <u>茨城県営業戦略部</u> 内に事務局を置く。	(事務局) 第 12条 協議会の事務を処理するため、 <u>茨城県営業戦略部 G 7 大臣会合推進室</u> 内に事務局を置く。

改正後の規約全文は別紙の通り

3 施行日

令和 6 年 1 月 1 日（茨城県組織改正と同日）

参考（協議会規約）

（総会）

第 10条 総会は、委員等をもって構成し、次の事項について審議し、議決する。

（ 4 ）規約の制定及び改正に関すること

（会長の専決処分）

第 11条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で、軽微なものについては、専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会に報告し、承認を求めなければならない。